

北海道リサイクル製品認定申請書作成要領

リサイクル製品の認定を申請する方は「北海道リサイクル製品認定及び利用推進要綱」に規定する「北海道リサイクル製品認定申請書（様式第1号）※」に、本作成要領に基づき必要事項を記載し、必要な書類（様式第1号：5添付資料参照）を添付して、知事に申請してください。

I 北海道リサイクル製品認定申請書（様式第1号）

A 申請年月日

- ・申請書を提出する年月日を記入してください。

B 申請者

- ・申請者（原則として「リサイクル製品を製造加工する者」）の住所（郵便番号含む）、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）、電話番号を記載してください。

1 品目名

- ・申請する製品の用途が容易に判断できるような品目名を記載してください。

例1) 路盤材、盛土材 例2) パーティクルボード 例3) 断熱材
例4) ゴムマット 例5) 肥料 例6) 土壌改良材
例7) 粉石けん 例8) 固形燃料

2 製品名

- ・申請する製品の「製品名」「商品名」「ブランド名」などを記載してください。

例1) ダストレスチョーク 例2) タイガーボード 例3) エコトレー

- ・申請は、原則として「製品名」「商品名」「ブランド名」ごととし、寸法（大小）、ロット、色調などが異なるものがあったとしても1製品とみなします。

3 製品の型式、形状、寸法及び規格

- ・申請する製品のすべての型式・規格（形状、寸法（サイズ）、色違いごとの品番など）を、販売又は納品にあたり実際に使用する表現により記載してください
- ・多数となる場合は、別紙により型式リストを添付してください。

4 製造事業所

- ・申請する製品を製造する事業所の所在地及び名称を記載してください。
- ・複数の事業所で製造する場合は、①、②のように番号を付し、すべての事業所について記載してください（欄に入りきらない場合は、別紙としてください）。

★認定基準は「道内の事業所で製造加工していること」ですので、ご注意ください。

C 担当者連絡先

- ・本件申請に係るご担当者の連絡先を記載してください。
- ・なお、認定された場合、以後の手続き等に係る連絡や道からの情報提供は、この欄に記載されたご担当者あて（連絡先 E-mail あて）となります。

【所属・氏名】

- ・ご担当者のご所属とご氏名を記載してください。

【所在地】

- ・上記ご所属の事業所の住所を記載してください。

【連絡電話番号等】

- ・ご担当者で連絡がつく電話番号と、ご所属先の FAX 番号を記載してください。

【連絡 E-mail】

- ・ご担当者又はご所属代表のメールアドレスを記載してください。

II 循環資源利用説明書（別紙1）

1 製品の原材料として利用する道内循環資源（前年実績）

【循環資源の種類】

- ・原材料とする循環資源が「産業廃棄物」に該当する場合は、廃棄物処理法第2条第4項で定める産業廃棄物の区分を基本とし、括弧内に一般的名称を記載してください。
例1) 廃プラスチック類（廃タイヤ） 例2) ばいじん（石炭灰）
例3) 動物のふん尿（牛ふん） 例4) 動植物性残さ（ホタテ貝殻）
- ・原材料とする循環資源が「産業廃棄物」に該当しない場合（一般廃棄物の場合 又は 製造工程の副産物の場合 など）は、その原材料の一般的名称を記載してください。
例1) 家庭系生ごみ 例2) 鉄鋼スラグ

【排出者名】

- ・当該循環資源を排出する排出者名（複数の場合は主な者）を記載してください。

【発生場所（市町村名）】

- ・「排出者名」の欄に記載した排出者から当該循環資源が排出される場所（市町村名）を記載してください。

【利用量（t）】

- ・当該循環資源の利用量（t／年）を申請年の前年実績で記載してください。
- ・前年実績がない場合は、申請する製品の製造開始後の利用予定量（t／年）を記載してください。なお、この場合は予定量であることを明示してください（〇t（予定））。

2 製品の原材料として利用する道外循環資源の割合（道外循環資源を利用している場合のみ記載）

- ・本欄は「道外循環資源」を利用する場合にのみ記載してください。
- ・「道外循環資源」の利用がない場合は、全体に斜線を引いてください。

(1) 循環資源の種類別利用割合

- ・利用する道外の循環資源の種類が複数ある場合は、本記載欄を適宜挿入して追加し、種類毎に記載してください。

【循環資源の種類】

（・Ⅱ-1【循環資源の種類】を参照願います。）

【循環資源の種類毎の年間利用量：道内循環資源利用量（A）】

- ・当該循環資源のうち道内分の利用量（t／年）を申請年の前年実績で記載してください。
- ・前年実績がない場合は、申請する製品の製造開始後の利用予定量（t／年）を記載してください。なお、この場合は予定量であることを明示してください（〇t（予定））。
- ・当該循環資源について、Ⅱ-1【利用量（t）】で記載した値と同じ値になります。

【循環資源の種類毎の年間利用量：道外循環資源利用量（B）】

- ・当該循環資源のうち道外分の利用量（t／年）を申請年の前年実績で記載してください。
- ・前年実績がない場合は、申請する製品の製造開始後の利用予定量（t／年）を記載してください。なお、この場合は予定量であることを明示してください（〇t（予定））。

【循環資源の種類毎の年間利用量：道内循環資源利用割合（ $A / (A+B) \times 100$ ）】

- ・算出式（ $A / (A+B) \times 100$ ）に基づき計算した道内循環資源の利用割合を記載してください。
- ★認定基準は「道内で発生した循環資源を全部又は一部利用していること」です。原則として「循環資源のうち道内で発生した循環資源を利用する割合は 50%以上」であることを求めていますので、ご注意ください。

【道内循環資源の主な排出者名及び発生場所（市町村名）】

- ・当該循環資源のうち道内分を排出する排出者名（複数の場合は主な者）と、その排出者から当該循環資源が排出される場所（市町村名）を記載してください。
- ・Ⅱ-1【排出者名】【発生場所（市町村名）】と同じ内容になります。

【道外循環資源の主な排出者名及び発生場所（都道府県及び市町村名）】

- ・当該循環資源のうち道外分を排出する排出者名（複数の場合は主な者）と、その排出者から当該循環資源が排出される場所（都道府県及び市町村名）を記載してください。

【道外循環資源利用の理由】

- ・申請する製品の原材料として道外で発生した循環資源を利用する理由を記載してください。

(2) 循環資源の利用割合（総量）

【循環資源の年間利用総量】

- ・本欄は「利用する道外の循環資源の種類が複数ある場合」にのみ記載してください。
- ・利用する道外の循環資源が1種の場合は、記載欄に斜線を引いてください。

【循環資源の年間利用総量：道内循環資源利用総量（C）】

- ・各種循環資源のうち道内分の利用量（t／年）の総量（A欄の合計）を記載してください。

【循環資源の年間利用総量：道外循環資源利用総量（D）】

- ・各種循環資源のうち道外分の利用量（t／年）の総量（B欄の合計）を記載してください。

【循環資源の年間利用総量：道内循環資源利用総量割合（ $C / (C+D) \times 100$ ）】

- ・算出式（ $C / (C+D) \times 100$ ）に基づき計算した道内循環資源の利用割合を記載してください。

★認定基準は「道内で発生した循環資源を全部又は一部利用していること」です。原則として「循環資源のうち道内で発生した循環資源を利用する割合は50%以上」であることを求めておりますので、ご注意ください。

3 製品普及の効果

- ・循環資源の循環的利用の促進及び廃棄物の最終処分量の削減に対する効果について、

- ① 製造工程の概要（どこで道内循環資源が使用されるか）
- ② 循環利用量及び最終処分量（埋立量）の削減量
- ③ その他普及による効果

を中心に、自己評価を記載してください。

★認定基準は「製品の普及により道内における循環資源の適正な循環的な利用及び廃棄物の減量化の促進に具体的な効果が期待できること」です。可能な限り、効果を具体的（定量的）に記載してください。

Ⅲ 製品製造等における環境負荷低減に関する評価書（別紙2）

- 製品の製造加工から流通（運搬）、使用、再生利用及び廃棄（最終処分）の段階ごとに、他の一般製品（循環資源を利用していない製品）と比較した場合の環境負荷の低減について、自己評価を記載してください。
 - 必要に応じて、環境負荷の低減効果を示す資料・データ等を添付してください（別紙2 参考資料「〇〇〇について」など）。
- ★認定基準は「製品の製造加工、流通、使用、再生利用又は廃棄の各過程において、環境負荷の低減に十分に配慮されていること」です。すべての過程において環境負荷が低減されている必要はありませんが、使用後に処理困難物となる場合など環境負荷の増大が認められる場合には、認定基準を満たさないものと判断される場合もありますので、ご注意ください。

A 製造加工段階 / B 流通段階 / C 使用段階

- 循環資源使用による天然資源使用の抑制、エネルギー消費削減、温室効果ガスの排出削減、有害物質の溶出抑制、施工性、工期短縮、耐用年数、解体時の分別の容易さ等の観点から、環境負荷の削減効果について記載してください。

D 再生利用段階

- 製品使用後にさらなる再生利用が可能か否か、その理由（再生可能な場合は回収・再生方法、再生後の用途を含む）を記載してください。

E 廃棄段階

- 製品使用後の処理処分の方法を含めて、製品の廃棄段階での環境負荷について記載してください。

F その他特記事項

- 上記A～Eに記載した事項以外で環境負荷の低減効果について記載すべきことがある場合に、その事項について記載してください。

Ⅳ 製造事業所の環境法令等遵守状況及び製品販売に関する説明書（別紙3）

1 製造事業所の環境法令等遵守状況

- 廃棄物処理法を中心に、申請する製品を製造加工する事業所における環境法令の遵守状況（当該製品の製造に必要な許可、届出、協議等）について記載してください。
 - 想定している環境関係法令は、廃棄物処理法、北海道循環型社会形成推進条例、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、北海道公害防止条例などです（該当する法令が多数の場合は、欄を追加して記載してください。）。
 - 許可前、届出前の時には、当該許可申請・届出に係る所管官庁との協議状況を記載してください。
- ★認定基準は「環境関係法令に基づく許可、届出、協議等が適正に行われていること」です。関係法令を確認し、事前に適切な対応（許可申請、届出など）を実施してください。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

- 産業廃棄物の（利用する循環資源が一般廃棄物の場合は一般廃棄物の）収集運搬業、処分業の許可状況について記載してください。
- 利用する循環資源が廃棄物に該当しない場合は、その旨に加え廃棄物に該当しないと判断する理由について記載してください。

【北海道循環型社会形成の推進に関する条例】

- 本欄は「道外循環資源（産業廃棄物）」を利用する場合にのみ記載してください。
- 北海道循環型社会形成の推進に関する条例に基づく道外産業廃棄物の道内搬入に係る事前協議の状況について記載してください。

<道外産業廃棄物の道内搬入に係る事前協議>

- 道外の排出事業者（中間処理業者を含む）が、道外で排出された産業廃棄物の処理を道内において行おうとするときは、当該道外産業廃棄物の道内への搬入の開始の日の60日前までに、書面で知事に協議をすることとされています。

（北海道循環型社会形成の推進に関する条例第24条）

- 制度の概要等については、次のwebページでご確認ください。

「北海道循環型社会形成の推進に関する条例に基づく規制制度の概要」

- 手続きの詳細については、次の担当部局にご相談ください。

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課（TEL：011-204-5199）

【その他の環境関係法令】

- 当該製品の製造に必要となる施設に係る届出の状況等を記載してください。

【環境関係法令の違反による罰則又は命令等の不利益処分の有無（過去5年以内）】

- 有無を記載してください。

★認定基準は「申請の日から起算して過去5年以内に環境関係法令に違反して罰則又は命令等の不利益処分を受けていない事業所で製造されていること」です。調査の結果、罰則等が確認された場合は、認定できませんのでご注意ください。

2 製品販売に関する事項

★認定基準は「申請時に既に道内で販売され、又は申請の日から6月以内に道内で販売されることが確実であること」です。本記載欄に加え、添付資料(5)「製品の説明書、紹介パンフレット等」も参考としますので、ご注意ください。

【販売（予定）年月日】

- ・申請する製品の販売開始年月日（販売開始前の場合は予定日）を記載してください。

【販売（予定）地域】

- ・申請する製品の販売地域を具体的（全道、〇〇振興局管内など）に記載してください。
- ・販売地域には必ず「道内の地域」が含まれている必要があります。
- ・道外でも販売している場合は、必ずその地域名（都道府県名等）も記載してください。

【主な取扱店】

- ・申請する製品を取扱う販売店の名称（所在市町村名）を記載してください。
- ・自社による直接販売の際は「自社直接販売」となります。

【製品の販売（予定）価格】

- ・申請する製品の公表価格（税込）を記載してください。

（既販売・更新申請時）

- ・この欄は「すでに販売を開始している製品」または「更新申請」の場合に記載してください。
- ・販売開始前の製品の場合は、記載欄に斜線を引いてください。

【売上額（事業全体）】

- ・申請者の事業全体の売上額を記載してください。
- ・記載する額について、添付資料(9)「直前の事業年度における決算書」との整合を図ってください。

【うちリサイクル製品売上】

- ・上記「売上額（事業全体）」のうち、申請するリサイクル製品の売上額を記載してください。

【リサイクル製品販売量】

- ・上記「売上額（事業全体）」に係る事業期間内におけるリサイクル製品（申請する製品）の販売量を記載してください。

V 品質、環境安全性への配慮及び配合率に関する基準適合性（別紙4）**1 品質に係る基準適合性**

★認定基準は「日本産業規格などの規格に適合すること」です。具体的には

- ① 日本産業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）に適合していること
- ②（①に該当しない場合）北海道が定める工事共通仕様書に定める規格に適合していること
- ③（①・②に該当しない場合）公的機関の基準等に適合又は準拠していること

などが求められます。

(1) 日本産業規格又は日本農林規格への適合性

【規格の有無】

- ・申請する製品について、日本産業規格（JIS）又は日本農林規格（JAS）による規格が定められているか否かを調査し、規格の有無を記載してください（有無に○）。
- ・該当する規格がない場合は、以下の欄（規格の名称及び番号、適合性、適合を証明する資料）は空欄で構いません。

【規格の名称及び番号】

- ・該当する規格がある場合は、その規格の名称及び番号（番号がある場合のみ）を記載してください。

【適合性】

- ・該当する規格についての適合性を記載してください（適否に○）。

【適合を証明する資料】

- ・規格に適合している場合は、その適合を証明する資料（例えば「〇〇」について規格がある場合において、申請する製品が当該規格を満たすことの試験結果（規格で指定される試験方法によるもの）の名称を記載し、その資料（写でも可）を添付してください。

(2) 北海道が定める工事共通仕様書に定める規格への適合性

【規格の有無】

- ・申請する製品について、北海道が定める工事共通仕様書において規格が定められているか否かを調査し、規格の有無を記載してください（有無に○）。
- ・該当する規格がない場合は、以下の欄（関係条項等、適合性、適合を証明する資料）は空欄で構いません。

<北海道が定める工事共通仕様書>

- ・工事種別ごとに定められており、工事で使用される材料に要求される品質が規定されています（「北海道建設部土木工事共通仕様書」「北海道農業土木工事共通仕様書」「森林土木工事共通仕様書」「水産土木工事共通仕様書」など）。
- ・随時更新されますので、最新版を web ページでご確認ください。

【関係条項等】

- ・該当する規格がある場合は、その規格の関係条項等を記載してください。

【適合性】

- ・該当する規格についての適合性を記載してください（適否に○）。

【適合を証明する資料】

- 規格に適合している場合は、その適合を証明する資料（例えば「〇〇」について規格がある場合において、申請する製品が当該規格を満たすことの試験結果（規格で指定される試験方法によるもの）の名称を記載し、その資料（写でも可）を添付してください。

(3) その他の規格等の適合性

- 本欄は「(1)及び(2)のいずれの規格等にも定めがない製品)」の場合にのみ記載してください。

【規格の有無】

- 申請する製品について、公的機関の定める基準・規格や業界団体が設定する基準・規格等があるか否かを調査し、基準・規格等の有無を記載してください（有無に○）。
- 該当する規格がない場合は、以下の欄（規格の名称等、適合性、適合を証明する資料）は空欄としてください。
- 該当する規格がない場合は、以下のいずれかの資料を添付することとしてください。
 - ① 類似製品のJIS規格等やすでに流通している類似製品の品質と比較して、申請する製品の品質が同程度であることを示す資料
 - ② 製品の品質に関して、性能、強度、耐久性など製品の具体的な用途・目的・機能に応じて必要であると考えられる規格への適合性や性能を示す試験結果等

【規格の名称等】

- 該当する規格がある場合は、その規格の名称を記載し、別途その内容がわかる資料（写しでも可）を添付してください。

【適合性】

- 該当する規格についての適合性を記載してください（適否に○）。

【適合を証明する資料】

- 規格に適合している場合は、その適合を証明する資料（例えば「〇〇」について規格がある場合において、申請する製品が当該規格を満たすことの試験結果（規格で指定される試験方法によるもの）の名称を記載し、その資料（写でも可）を添付してください。

(4) 製品に適用される関係法令等への適合性

- ★認定基準は「製品に適用される関係法令等を遵守していること」です。例えば、製品を生産・販売するにあたり許可や届出が必要な場合に、関係法令等への適合性を当該欄で説明してください。

【法令等の有無】

- 申請する製品の製造・販売等にあたり遵守すべき法令等があるか否かを調査し、その有無を記載してください（有無に○）。

- ・該当する法令等がない場合は、以下の欄（法令等の名称、適合性、適合を証明する資料）は空欄で構いません。

【法令等の名称】

- ・該当する法令等がある場合は、その法令等の名称を記載し、別途その内容（製品の製造・販売に当たり遵守すべき手続き等）がわかる資料（写しでも可）を添付してください。

【適合性】

- ・該当する法令等についての適合性を記載してください（適否に○）。

【適合を証明する資料】

- ・法令等に適合している場合は、その適合を証明する資料（例えば肥料取締法に基づく普通肥料の登録証など）の名称を記載し、その資料（写でも可）を添付してください。

(5) 北海道グリーン購入基本方針に係る判断基準への適合性

- ★申請する製品が、北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等調達方針で定める「特定調達品目」に該当する場合は、認定基準として「環境物品等調達方針で定める「品質に係る判断基準」に適合していること」が適用されます。

【特定調達品目の有無】

- ・申請する製品が「特定調達品目」に該当するか否かを調査し、その該当の有無を記載してください（有無に○）。
- ・「特定調達品目」に該当しない場合は、以下の欄（特定調達品目の名称、適合性、適合を証明する資料）は空欄で構いません。

< 特定調達品目 >

- ・道が重点的に調達を推進する環境物品等として特定調達品目を設定しており、道において「特定調達品目」を調達する場合は、一定の判断基準を満たす製品を調達するよう努めています。
- ・設定されている「特定調達品目」及びその判断基準は、「北海道のグリーン購入制度」のwebページでご確認ください（ページ内の「〇年度 環境物品等調達方針」をご確認ください）。

【特定調達品目の名称】

- ・該当する特定調達品目がある場合は、その品目の名称を記載してください。

【適合性】

- ・該当する特定調達品目の「品質に係る判断基準」についての適合性を記載してください(適否に○)。

【適合を証明する資料】

- ・「品質に関する判断基準」に適合している場合は、その適合を証明する資料の名称を記載し、その資料（写でも可）を添付してください。

2 環境安全性への配慮に係る基準適合性

- ★環境中に（有害物質等）が溶出する可能性のある製品については、認定基準として「土壤環境基準への適合 及び 土壤汚染対策法の含有量基準への適合」が求められます。溶出するおそれがない製品についてはそれを説明する資料を、溶出する可能性がある製品については、溶出試験結果・含有量試験結果等を添付して、基準への適合性を説明してください。

【適合性】

- ・環境安全性への配慮についての適合性を記載してください（適否に○）。

【適合性を証明する資料等】

- ・環境中に有害物質等が溶出するおそれがない製品については、その旨（溶出しないこと）を示す資料の名称を記載し、その資料（写しでも可）を添付してください。
例）製品の成分分析書 又は 製品の安全データシート（SDS）
- ・環境中に有害物質等が溶出する可能性がある製品については、原材料又は製品の有害物質等に係る溶出試験結果及び含有量試験結果（原則として計量証明事業者によるもの）を添付してください。

【その他特記事項】

- ・必要に応じて、「適合性を証明する資料等」の内容の補足説明を記載してください。

3 配合率に係る基準適合性

- ★認定基準は原則として「循環資源が50%以上用いられていること」です。エコマーク認定基準に配合率基準が定められている製品又は北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等調達方針で定める「特定調達品目」であってその判断基準に配合率が掲げられている製品については、当該配合率基準が認定基準として適用されます。

(1) エコマーク製品等の該当の有無

【有無の欄】

- ・申請する製品について、エコマーク認定基準における「配合率基準」が定められているか否か、また、「特定調達品目」の判断基準に配合率が掲げられているか否かを調査し、配合率基準の有無を記載してください（有無に○）。

<エコマーク認定基準>

- ・公益社団法人日本環境協会が実施するエコマーク事業の認定基準です。
- ・商品の用途や特徴などによって分類された「商品累計」ごとに認定基準が設定されており、以下の web ページにおいてその基準の内容を確認することができます。

「公益社団法人日本環境協会エコマーク事務局 商品の認定基準」

【該当配合率】

- ・該当する「配合率」がある場合は、その内容を記載してください。

(2) 循環資源の配合率（1 製品あたり重量比）

【循環資源の種類・配合率（%）】

- ・循環資源の種類ごとにその名称と1 製品あたりに占める利用割合（重量比）を記載してください。
- ・合計欄には、各循環資源の利用割合の合計を記載してください。

【その他の材料の種類・配合率（%）】

- ・循環資源以外の材料についてその種類ごとに名称と1 製品あたりに占める利用割合（重量比）を記載してください。
- ・合計欄には、循環資源以外の材料の利用割合の合計を記載してください。

【特記事項】

- ・使用する材料やその配合率について特に説明の必要がある場合に、その内容を記載してください。
- ・特に、循環資源の配合率の合計値が、認定基準である原則 50%に達しない場合には、その理由や利用する循環資源の利用促進効果、環境教育としての効果などを、具体的に記載してください

VI 添付資料

1 添付資料(5)：製品の説明書、紹介パンフレット等

- ・製品の用途、使用方法、特徴などについての説明書を添付してください（様式任意）。
- ・製品パンフレットがある場合は、それを添付することで可とします。

2 添付資料(6) 製品製造フロー説明書

- ・原材料（循環資源）の入手段階も含め、申請する製品の製造工程及び製造場所等を記載した図（製造フロー図 及び 製品製造に使用する施設等の事業場内での設置場所を明らかにする平面図）を添付してください。

3 添付資料(7) 製品の外観を示すカラー写真

- 申請する製品の概観が明瞭に判別できるカラー写真をA4版用紙に張り付けて提出してください。
- 添付資料(5)のパンフレット等で判別できる場合は、添付を省略しても構いません。

4 添付資料(8) 製造事業所の周辺環境を示す図面

- 製造事業所の付近の見取り図（A4版。住宅地図の写し等。）を添付してください。

5 添付資料(9) 直前の事業年度における決算書

- 申請日の直前の事業年度における決算書（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）を添付してください。

6 添付資料(10) その他参考資料

- 申請する製品について、上記の添付資料以外に、その性状、規格、用途、品質等を説明するために参考となる資料があれば添付してください。